明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

令和５年
１月
目録

発行所
独立行政法人国立印刷局

本紙　第八八九号から第九〇七号まで
号外　第一号から第二〇号まで
特第一号から特第九号まで

※　法律・政令・条約については、それぞれの公布の日に「法令のあらまし」が掲載されています。

◎凡例
◇―――◇
1.件名の上のゴシック数字は番号を示す。
2.件名の下の数字のうち、上段は掲載日、中段のアラビア数字は号外番号、下段はページを示す。

詔書

令和五年一月二十三日に、国会の常会を東京に召集する詔書　日号外　一三　特1　一

政令

一　ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令　一二　二
二　ガス事業法施行令の一部を改正する政令　一二　二
三　地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令　一八　10　三
四　消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令　一八　10　三
五　消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令　一八　10　三
六　消費者契約法施行令の一部を改正する政令　一八　10　四
七　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令及び高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令　一八　10　五
八　労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令　一八　10　六
九　労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令　一八　10　六
一〇　高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令　一八　10　六
一一　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令　二五　16　二
一二　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法施行令の一部を改正する政令　二五　16　二
一三　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令の一部を改正する政令　二五　16　三
一四　公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令　二五　16　三
一五　公認会計士法施行令等の一部を改正する政令　二五　16　三
一六　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令　二五　16　五
一七　輸出貿易管理令の一部を改正する政令　二七　特7　一

府令

○内閣府
一　消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令　五　二
二　独立行政法人国民生活センター法施行規則の一部を改正する内閣府令　五　三
三　独立行政法人国民生活センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令　五　三
四　消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令　一八　10　六
五　消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令　一八　10　一八
六　独立行政法人国民生活センター法施行規則の一部を改正する内閣府令　一八　10　二三
七　消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令　一八　10　二四
八　内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令　一八　10　二四
九　公認会計士法施行規則等の一部を改正する内閣府令　二五　16　六
一〇　金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令　二七　18　二
一一　企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令　三一　20　二
一二　開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令　三一　20　二四

府令・省令

○内閣府、財務省、文部科学省、経済産業省、環境省
一　エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令　一六　一

○内閣府、財務省、農林水産省
一　農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令　二七　18　二